

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第318号）

改 正 案	現 行
第一号様式 <u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) <u>公開買付けの状況</u> <u>株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。</u> <u>また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意(4)及び第六号様式の記載上の注意(5)のbにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。</u> <u>株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること。</u> (3)～(5) (略)	第一号様式 <u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) <u>公開買付けの状況</u> <u>株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。</u> <u>また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意(4)及び第六号様式の記載上の注意(5)のbにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。</u> (3)～(5) (略)

改 正 案	現 行																																																																								
第二号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付届出書 (略) 第1【公開買付要項】 1～3 (略) 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6) (1)・(2) (略) (3)【買付予定の株券等の数】<table><tr><td>買付予定数</td><td>買付予定数の下限</td><td>買付予定数の上限</td></tr><tr><td>(株)</td><td>(株)</td><td>(株)</td></tr></table> 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)<table><tr><td>区分</td><td>議決権の数</td></tr><tr><td>買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)</td><td></td></tr><tr><td>aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)</td><td></td></tr><tr><td>bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)</td><td></td></tr><tr><td>公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個)(d)</td><td></td></tr><tr><td>dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)</td><td></td></tr><tr><td>eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)</td><td></td></tr><tr><td>特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個)(g)</td><td></td></tr><tr><td>gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)</td><td></td></tr><tr><td>hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)</td><td></td></tr><tr><td>対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個)(j)</td><td></td></tr><tr><td>買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)</td><td></td></tr><tr><td>買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) ×100) (%)</td><td></td></tr></table> 6～11 (略) 第2【公開買付者の状況】(14) (略) 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】 1【株券等の所有状況】(20) (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】 (2)【公開買付者による株券等の所有状況】(年 月 日現在)<table><tr><td></td><td>所有する株券等の数</td><td>令第7条第1項第2号に該当する株券等の数</td><td>令第7条第1項第3号に該当する株券等の数</td></tr></table>	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	(株)	(株)	(株)	区分	議決権の数	買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)		aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)		bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)		公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個)(d)		dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)		eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)		特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個)(g)		gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)		hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)		対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個)(j)		買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)		買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) ×100) (%)			所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数	第二号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付届出書 (略) 第1【公開買付要項】 1～3 (略) 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】(6) (1)・(2) (略) (3)【買付予定の株券等の数】<table><tr><td>株式に換算した買付予定数</td><td>株式に換算した買付予定数の下限</td><td>株式に換算した買付予定数の上限</td></tr><tr><td>(株)</td><td>(株)</td><td>(株)</td></tr></table> 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】(7)<table><tr><td>区分</td><td>議決権の数</td></tr><tr><td>買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)</td><td></td></tr><tr><td>aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)</td><td></td></tr><tr><td>bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)</td><td></td></tr><tr><td>届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)</td><td></td></tr><tr><td>dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)</td><td></td></tr><tr><td>eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)</td><td></td></tr><tr><td>届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)</td><td></td></tr><tr><td>gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)</td><td></td></tr><tr><td>hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)</td><td></td></tr><tr><td>対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個)(j)</td><td></td></tr><tr><td>買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)</td><td></td></tr><tr><td>買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) ×100) (%)</td><td></td></tr></table> 6～11 (略) 第2【公開買付者の状況】(14) (略) 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】 1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(20) (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】 (2)【公開買付者による株券等の所有状況】<table><tr><td></td><td>所有する株券等の数</td><td>令第7条第1項第2号に該当する株券等の数</td><td>令第7条第1項第3号に該当する株券等の数</td></tr></table>	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限	(株)	(株)	(株)	区分	議決権の数	買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)		aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)		bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)		届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)		dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)		eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)		届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)		gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)		hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)		対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個)(j)		買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)		買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) ×100) (%)			所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限																																																																							
(株)	(株)	(株)																																																																							
区分	議決権の数																																																																								
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)																																																																									
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)																																																																									
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)																																																																									
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個)(d)																																																																									
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)																																																																									
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)																																																																									
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(年 月 日現在)(個)(g)																																																																									
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)																																																																									
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)																																																																									
対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個)(j)																																																																									
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)																																																																									
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) ×100) (%)																																																																									
	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数																																																																						
株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限																																																																							
(株)	(株)	(株)																																																																							
区分	議決権の数																																																																								
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)																																																																									
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)																																																																									
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)																																																																									
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)																																																																									
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)																																																																									
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)																																																																									
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)																																																																									
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)																																																																									
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)																																																																									
対象者の総株主等の議決権の数(年 月 日現在)(個)(j)																																																																									
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)																																																																									
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) ×100) (%)																																																																									
	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数																																																																						

株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
(年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
① 【特別関係者】 (年 月 日現在)

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】 (年 月 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2～4 (略)
第4 【公開買付者と対象者との取引等】

株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
① 【特別関係者】

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2～4 (略)
第4 【公開買付者と対象者との取引等】

(略) 第5【対象者の状況】(26) (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 a～c (略) d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること(「買付予定の株券等の数」欄及び「第3公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。) なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること(「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。) 株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること(「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。) e・f (略) g 「買付予定数」の欄には、法第27条の3第1項に規定する買付予定の株券等の数を記載すること。 h 「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。 i 「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数の上限を記載すること。 (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者の所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。)に係る議決権の数を記載すること。 なお、公開買付期間中に当該議決権(法第27条の5第2号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下この(7)及び(20)において同じ。)の数が増加した場合及び当該議決権の数が総株主等の議決権の100分の1に相当する数以上減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。 b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)、有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。	(略) 第5【対象者の状況】(26) (略) (記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 a～c (略) d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること(「買付予定の株券等の数」欄及び「第3公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。) なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること(「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。) e・f (略) (新設) g 「株式に換算した買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、当該記載された数を記載すること。 h 「株式に換算した買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときはその超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における、買付け等を行う当該株券等の数の上限を記載すること。 (7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。)の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書(法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。)、有価証券報告書(法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)、四半期報告書(法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。)又は半期報告書(法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。)に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
--	---

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。（26）において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数 (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 c （略） (8)・(9) （略） (10) 買付け等に要する資金 a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。 なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。 b～1 （略） (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。 なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。 a・b （略） c 買付け等の対価とする有価証券が投資証券等である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること。 d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。 (a) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 (b) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。 (c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。 (d) 投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 (12)～(19) （略） (20) 株券等の所有状況 a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。また、原則として、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第7条第1号各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。 なお、公開買付期間中に当該議決権の数が増加した場合及び当該議決権の数が総株主等の議決権の100分の1以上に相当する数以上減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。 b （略） c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもって所有する(令第7条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる場合を含む。)株券等の数を記載すること。 d・e （略） (21)・(22) （略） (23) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 c （略） (8)・(9) （略） (10) 買付け等に要する資金 a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。 b～1 （略） (11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況 有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。 a・b （略） c 株券等が投資証券である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること（「第5 対象者の状況」欄において同じ。）。 d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。 (a) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。 (b) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。 (c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。 (12)～(19) （略） (20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況 a 株券等の数は、第8条の規定により換算することが必要となる株券等については株式に換算した数え、その他の株券については株式の数を、投資証券については投資口の数を記載すること。以下同じ。 b （略） c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもって所有する(令第7条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる場合を含む。)株券等の数を記載すること。 d・e （略） (21)・(22) （略） (23) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約
---	---

<u>公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあつては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第2条の2に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うことになる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。</u> <u>株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。</u> (24)・(25) （略） (26) 対象者の状況 <u>「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。</u> <u>また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。</u> <u>ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。</u> (27)・(28) （略） (29) 株主の状況 a （略） b 株券等が<u>投資証券等</u>である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。 c・d （略） (30) その他 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、<u>特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。</u>	<u>公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあつては、オプションの行使日）について記載すること。</u> (24)・(25) （略） (26) 対象者の状況 <u>「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。</u> (27)・(28) （略） (29) 株主の状況 a （略） b 株券等が<u>投資証券</u>である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。 c・d （略） (30) その他 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書<u>及び</u>有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。
--	--

改 正 案	現 行
第四号様式 【表紙】 【提出書類】意見表明報告書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【報告者の名称】（１） 【報告者の所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】（２） （記載上の注意） （１） 報告者の名称 法第27条の30の５第１項の規定により意見表明報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の名称」の下に署名又は押印すること。 （２）～（４） （略） （５） 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者の<u>役員</u>に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。 （６）～（８） （略）	第四号様式 【表紙】 【提出書類】意見表明報告書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【報告者の<u>氏名又は名称</u>】（１） 【報告者の<u>住所又は所在地</u>】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】（２） （記載上の注意） （１） 報告者の<u>氏名又は名称</u> 法第27条の30の５第１項の規定により意見表明報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の<u>氏名又は名称</u>」の下に署名又は押印すること。 （２）～（４） （略） （５） 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。 （６）～（８） （略）

改 正 案	現 行
第六号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付報告書 (略) (記載上の注意) あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。 (1)～(4) (略) (5) 買付け等を行った株券等の数 a 株券等の数は、第8条の規定による議決権の数を記載すること。以下同じ。 b～d (略) e 株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること(「買付け等を行った後における株券等所有割合」欄において同じ。) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 (a) 直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数 (b) (a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 b (略) (7) (略)	第六号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付報告書 (略) (記載上の注意) あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。 (1)～(4) (略) (5) 買付け等を行った株券等の数 a 株券等の数は、第8条の規定により換算することが必要となる株券等については株式に換算した数を、その他の株券については株式の数を、投資証券については投資口の数に記載すること。以下同じ。 b～d (略) (新規) (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 b (略) (7) (略)